

『外国人留学生保険補償制度のご案内』

I. 傷害・疾病外来(通院)治療&処方治療医療費

1. 1日外来(通院)&処方治療費から薬剤費込みで最大15万ウォン限度で補償
 2. 本人負担金
 - 給与医療費
 - ▶ 医院級、病院級: 1日1万ウォン、または1日外来治療費の20%のうち、高額を本人が負担
 - ▶ 上級・総合病院(大学病院): 1日2万ウォンまたは1日の外来治療費の20%のうち、高額を本人が負担
 - 非給与医療費
 - ▶ 通院1回当たり3万ウォン、または1日の外来治療費の30%のうち大きい金額を本人が負担。(100回限度)
- ♣ 補償金額の15万ウォンを超える場合、補償限度費用を差し引いた金額は本人負担
例) 1日外来治療費100万ウォンが請求された場合、最高補償限度15万ウォンまで支給

II. 傷害・疾病入院治療医療費

1. 総治療費から傷害、疾病それぞれ最大3千万ウォン限度で補償
2. 本人負担金
 - ▶ 病院費領収書の給与医療費の20%、非給与医療費の30%
 - ▶ 上級病室入院時、上級病室利用料から基準病室の病室料を差し引いた金額の50%のみ補償(1日最大10万ウォン限度)
例) 上級病室利用料45万ウォン / 基準病室利用料15万ウォン / 利用料差額30万ウォン
利用料差額の50%である15万ウォンのうち、1日最大補償限度である10万ウォンまで補償
 - ▶ 病院書類発給費用、医療補助器具(松葉杖、車椅子、義肢など)

III. 保証を適用しない事項

- ▶ 告知義務に違反した保険契約(既往歴)
 - ※ 保険加入前の傷害または疾病で治療中の事故
- ▶ 医師の臨床的所見と関係のない検査費用、仮病費用、健康診断、予防接種、栄養剤注射、薬剤費など
- ▶ 精神疾患、行動障害、うつ病など ※ 疾病コード(F04~F99)
- ▶ 歯科治療または韓方治療(ただし、国民健康保険に適用される給与項目の治療費のみ補償される。)
- ▶ 女性の妊娠・出産に関する検査費、治療費など
- ▶ 皮膚疾患のうち、アピアランスケアの費用(そばかす、ニキビ、イボ、老化現象による脱毛など)
- ▶ 保険約款で補償しない項目

IV. 請求方法

必要な書類を全てスキャンし、ファイルをE-mail又はカカオトークで送付してください。

ホームページにログインしてから、「보험금청구서류 업로드 (保険金請求書類アップロード)」からの受付も可能です。

保険会社の連絡先とホームページのリンクは次の通りです。

『言語支援サービス—カカオトークでのお問い合わせ』

- 韓国語 / 英語 Kakao ID : MILEE74
- 韓国語 / 中国語 Kakao ID : ISACHINA
- 韓国語 / ベトナム語 Kakao ID : ISAVIETNAM
- Eメール : info@isamaster.co.kr
- 電話番号 : 070-4201-2454 / 2455

V. 保険金請求書類

▶ 共通書類

- ① 保険金請求書&請求書個人情報処理同意書 (4枚) ※コピーしてから作成 (署名(自筆)必須)
- ② 外国人登録証コピー
- ③ 通帳コピー

▶ 外来 (通院) 治療の書類

- ① 病名の確認が可能な書類 (初診記録書、通院確認書、診療記録書、診断書 等)
- ② 診察料領収書
- ③ 診察料詳細内訳

▶ 処方箋関連書類

- ① 薬剤費領収書 (薬剤が含まれている領収書) ※カードの明細書は受け付け不可

▶ 入院治療書類

- ① 診断名が記載された入退院確認書
- ② 診察料領収書
- ③ 診察料詳細内訳
- ④ 手術時、手術確認書

VI. 学生用保険確認サイト

<http://www.isamaster.co.kr/ewha1> (旅券番号 & パスワード 654321 でログイン)